(001)死刑判決を完全に誤らない制度は不可能

弁護士　堀ら・2014[[1]](#footnote-1)

刑事裁判も人間が行うものである以上、誤判を完全になくすことはできません。したがって、死刑制度が存続している限り、誤判による死刑判決が下され、その執行がなされ、どのようにしても取り返しのつかない事態が生じることは避けられません。~~この点について、現行犯逮捕された場合のように犯人性が明白な事案であれば死刑を適用してもよいのではないかとの見解もあります。しかし、たとえ現行犯とされる事案であっても、現行犯性についての判断、さらに違法性阻却事由や責任能力、重要な情状事実についての判断に誤りが生じる可能性を拭い去ることはできません。死刑にするべきでない者を誤って死刑にするべきと判断してしまうおそれのまったくない裁判は存在しません。~~仮に、判断を誤る可能性が全くなく、真に死刑が相当であると考えることのできる事案が存在するとしても、その事案で死刑を適用するために死刑制度を存続させている限り、その他の事案で間違って死刑が適用されて、取り返しのつかない事態が生じることを防ぐことはできません。真に死刑が相当な事案だけを、常に完全に間違うことなく選び出すことは不可能だからです。 刑事司法制度としては、無辜を罰してはならないことと同じく、死刑になるべきでない人を誤って死刑にしてしまうことは絶対に避けなければなりません。

(002)死刑は身体を削ぐ行為以上に残虐

明治大　菊田・1997[[2]](#footnote-2)\*孫引き要確認

・ イスラム刑法ではこんにちでも，刑罰の手段として指を切ったり，耳を削ぐことが規定されています。このような刑罰は野蛮だとだれでもおもいます。ところが死刑は身体の一部どころか命という，すべてを奪いとる刑罰なのです。これ以上に野蛮で残虐な刑罰があるでしょうか

(003)死刑の残虐性は抑止力の有無に依存する

元一橋大名誉教授　杉原・1981[[3]](#footnote-3)\*孫引き要確認

死刑が残虐刑か否かは，死刑の威嚇力・排害力をもってしなければ，人権に対する侵害を食い止められないかどうかによってきまる。排害力の点においては， 無期刑が十分に代替性をもっているから，現実には犯罪抑止の威嚇力が無期刑で は不十分か否かによってきまることになる。この点で無期刑が死刑に代替しうるのであれば，死刑は現状においても残虐刑となる

(004)複数国調査・死刑に抑止効果なし

ダートマス大　ランペルティ・1996和訳[[4]](#footnote-4)

現在、米国の有力な犯罪学者の間で圧倒的に支持されているマーシャルの見解というのは、死刑判決が殺人率の低下に寄与しないというものだ。これは国際的にもコンセンサスがとれている。近年、英国（1973年）、カナダ（1976年）、フランス（1981年）、オーストラリア（1985年）、イタリア（1994年）、スペイン（1995年）などが、大規模な調査と議論の末に、南アフリカは、民主化への移行後、1995年に死刑を廃止した。そしてこの廃止政策が殺人の増加を引き起こした事例は一つも観察されていない。カナダでは、1993年の殺人率は廃止時よりも25％低かった。イギリスのような他の国々は殺人の件数そのものは増えているが、決して死刑判決を受けることのないような他の暴力犯罪の増加率はさらに大きい。国連の調査から得られたこの結果は、「現在存在するデータは、死刑の存在と資本犯罪率の間に相関がないことを意味しており、今日においてもそれを覆すデータは示されていません。

(005)日本実証：死刑抑止効果なし

駒沢大　村松他・2017[[5]](#footnote-5)

日本政府は、殺人を抑止するために死刑制度を維持すると主張している。この主張の真偽は現在も争われているが、実証的研究はほとんど行われていない。本稿では、過去には入手できなかったデータ（日本の警察庁から得られた殺人統計）を用いて、日本の死刑が殺人や強盗殺人を抑止しているかどうかを調べた。ベクトル自己回帰モデルを用いて、死刑は殺人や強盗殺人を抑止しないと結論づけている。

(006)他の死刑抑止効果実証に対する批判

熊本大　森・2016[[6]](#footnote-6)

本報告では、松村・竹内(1990)と秋葉(1995)という、日本の死刑の抑止効果についての2つの計量分析を再現して検討を行った。その結果、次のようなことが分かった。~~第一に、松村・竹内(1990)と秋葉(1995)では、説明変数に用いている死刑確率が、前者は死刑言い渡し者数、後者は死刑執行数をもとにしたもので異なるものである可能性が高いという事である。~~第二に、秋葉(1995)では死刑確率が統計的に優位な効果を持っていたが、その効果はデータの観測数を増やすと失われてしまう、あまり頑健なものではない可能性があること、第三に、松村・竹内(1990)と秋葉(1995)のいずれも多重共線性の問題を抱えている可能性が高いという事である。こ~~れらの点は、より詳細なデータを集め、より洗練された手法で日本の死刑の抑止効果を分析する際にも、一定の教訓になると思われる。~~

(007)米国州別比較:抑止効果なし

米国死刑情報センター・2016和訳[[7]](#footnote-7)

ニューヨークタイムズ紙による新たな調査によると、死刑のない州は死刑のある州よりも殺人率が低いことが判明した。同紙によると、死刑のない12州のうち10の州は全国平均を下回る殺人率を示しているが、死刑を設置している州の半数以上は平均を上回っている。過去20年間、死刑を執行した州の殺人率は、死刑のない州の殺人率より48％〜101％高かった。

(008)死刑取り返しつかない

日弁連・2017[[8]](#footnote-8)

死刑は、生命を剥奪する残虐な刑罰である。刑事司法制度は人の作ったものであり、その運用も人が行う以上、誤判・えん罪の可能性そのものを否定することはできない。そして、他の刑罰が奪う利益と異なり、死刑は、生命という全ての利益の帰属主体そのものの存在を滅却するのであるから、取り返しがつかず、他の刑罰とは本質的に異なる。我が国における刑事司法制度の下では、いわゆる死刑再審無罪４事件や袴田事件に見られるように、誤判・えん罪の危険性が具体的・現実的なものとなっている。

(009)死刑執行の選択には必ず恣意的な要素が関与する

アムネスティ・2007[[9]](#footnote-9)

毎年、何千件もの殺人の中から「最悪の中でも最悪の」犯罪と犯罪者を選ぶ国家の行為は、必然的に矛盾に満ち、過ちがあるもので、これらは差別、検察官の職権乱用、不適切な法的代理人によりさらに悪化する不可避の欠陥です。人間による正義が誤りを犯しがちである限り、罪のない人を処刑する危険性は決して排除することはできません。

(010)死刑は感情面での犯罪抑止にならない

アムネスティ・2007[[10]](#footnote-10)

殺人のような重大な犯罪を犯す人は理性的に結果を予測した上で犯罪を犯すと仮定するのはまちがいです。多くの場合、感情が理性に勝った時、または麻薬やアルコールを摂取した状態で殺人は起きます。凶悪犯罪者の中には、情緒不安定だったり、精神病だったりする人びとがいます。1977 年以来米国で処刑された死刑囚の 10 人中少なくとも1人は、自分に対する死刑判決、その理由、その意味を理性的に把握できないほど深刻な精神障害があることがアムネスティの調べで分かっています。このようなケースでは、死刑への恐怖が抑止力になるとは考えられません。さらに、重大な犯罪を計画的に 犯す人たちは、危険があるにもかかわらず、自分たちは捕まらないだろうと信じて犯行におよぶ可能性があります。このような犯罪を抑止する鍵は、犯罪認知、逮捕、有罪判 決の可能性を高めることです。

(011)犯罪者にも人権はある

アムネスティ・2007[[11]](#footnote-11)

殺人を非難するために死刑を利用してはいけません。国家によるそのような行為は、犯罪者が犠牲者に身体的暴力を加えようとすることと表裏一体です。~~それに、どんな刑事司法制度でも差別や誤りを避けられません。誰が生き、誰が死ぬべきであるかを公正に、矛盾なく、絶対に間違えずに決めることが出来る制度はありえません。逮捕から土壇場での減刑に至るまで、ご都合主義、任意の判断、世論が訴訟手続きに影響を及ぼす可能性があります。~~人権の核心は、不可侵であるということ、身分、民族、宗教、出自に関係なくすべての人に等しく認められているということです。人権は、犯した犯罪にかかわらず、誰からも奪ってはいけません。もっとも良い人びとのみならず、もっとも悪い人びとにも人権はあります。だからこそ、私たち全員が守られるのです。人権は、私たち自身を守っているのです。

(012)VS死刑DA

アムネスティ・2007[[12]](#footnote-12)

死刑に対する世論の支持は、死刑が犯罪抑止に有効な方策である、という誤った信念に基づくことが多いです。一般社会の圧倒的多数が欲しいのは、犯罪を減らすことのできる有効な方策なのです。政治家が死刑を犯罪抑止の手段であると主張すれば、世論は問題の解決になると信じて死刑を求めます。政府の責任は、犯罪問題に効果的に対応することであって、死刑によって人権侵害を引き起こすことではありません。

十分に情報を得た上での世論は、教育や道徳的な指導力がなければできません。各国政府は、人権と刑事政策の問題について、率先して世論を導く必要があります。死刑の廃止を決めるのは、政府と立法府でなければなりません。たとえ世論の多数が死刑を望んでいたとしても、死刑廃止を決定することはできるのです。実際、歴史的にはほとんどの場合がそうでした。そして、一度死刑が廃止されると、一般社会の人びとが激しい怒りを表すことはなく、死刑は廃止されたままになることが多いです。どこの国も、一般社会の多数がそれを望むからといって、悪名高い受刑者を拷問したり、評判が悪い民族的少数者を迫害したりすることを、正当化することはできません。奴隷制は、かつては合法的なもので広く受け入れられていました。それが廃止されたのは、それが道徳的に許されないことであるとして反対した人びとの長年にわたる努力の結果です。

(013)死刑と無期懲役の差は殆どない

日弁連・2006[[13]](#footnote-13)

死刑判決は、3人の裁判官の合議によりますが、全員一致であることは必要とされていません。第一審で出された死刑判決が、 高等裁判所で無期懲役とされるケースもあり、死刑になるケースと無期懲役になるケースとの違いは、絶対的なものではありません。

(014)誤判を隠蔽できるシステムになっている

日弁連・2006[[14]](#footnote-14)

日本の刑事裁判では、検察官が被告人に有利な証拠を提出する義務はありません。ですから、捜査機関が証拠を隠してしまうと、それを見つけ出すことは大変な作業です。まして、死刑判決が確定した後となれば、事件の発生からは相当の時間が経過しており、 警察や検察のような強制的な捜査権限を持たない弁護人が、「明らかな証拠をあらたに発見」することは、極めて難しいことです。このような再審制度の中で、死刑の再審無罪が 4 件も続出したことは、刑事裁判そのものへの信頼を見直し、誤判を生み出さな いための、真摯な刑事手続改革への第一歩を踏み出すべき絶好の 機会だったといえます。

(015)VS残虐な刑罰：残虐かは国民が決める

最高裁大法廷・1948年3月12日判決補充意見

しかし憲法は、その制定当時における国民感情を反映して右のような規定を設けたにとどまり、死刑を永 久に是認したものとは考えられない。ある刑罰が残虐であるかどうかの判断 は国民感情によって定まる問題である。而して国民感情は、時代とともに変 遷することを免がれないのであるから、ある時代に残虐な刑罰でないとされ たものが、後の時代に反対に判断されることも在りうることである。したがっ て国家の文化が高度に発達して正義と秩序を基調とする平和的社会が実現し、 公共の福祉のために死刑の威嚇による犯罪の防止を必要と感じない時代に達 したならば、死刑もまた残虐な刑罰として国民感情により否定されるにちが いない。

1. <http://www.kyo-shmk.server-shared.com/si-xing-zhi-du-fei-zhi-nituite-ge-lun/wu-pan-noosore/> [↑](#footnote-ref-1)
2. 改訂版・死刑廃止を考える [↑](#footnote-ref-2)
3. 芦部憲法Ⅲ人権(2) [↑](#footnote-ref-3)
4. https://www.dartmouth.edu/~chance/teaching\_aids/books\_articles/JLpaper.pdf [↑](#footnote-ref-4)
5. http://journals.sagepub.com/doi/abs/10.1177/1462474517706369 [↑](#footnote-ref-5)
6. http://www.jlea.jp/2016zy\_zr/ZR16-04.pdf [↑](#footnote-ref-6)
7. https://deathpenaltyinfo.org/deterrence-states-without-death-penalty-have-had-consistently-lower-murder-rates [↑](#footnote-ref-7)
8. https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2017/170713.html [↑](#footnote-ref-8)
9. http://www.moj.go.jp/content/000074783.pdf [↑](#footnote-ref-9)
10. http://www.moj.go.jp/content/000074783.pdf [↑](#footnote-ref-10)
11. http://www.moj.go.jp/content/000074783.pdf [↑](#footnote-ref-11)
12. http://www.moj.go.jp/content/000074783.pdf [↑](#footnote-ref-12)
13. <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/shikei_pamphlet.pdf> [↑](#footnote-ref-13)
14. <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/shikei_pamphlet.pdf> [↑](#footnote-ref-14)